

花巻市議会と市民との意見交換会開催要領

令和6年3月22日

議長決裁

1 趣旨

花巻市議会基本条例（平成22年花巻市条例第29号）第4条第3項の規定に基づき、市民の多様な意見を的確に把握し、議会活動に反映させるために実施する市民との意見交換会（以下「意見交換会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 意見交換会の開催

議長は、次のいずれかに該当し適当と認めた場合は、意見交換会を開催するものとする。

- （1）広聴特別委員会が必要と判断したとき。
- （2）その他議長が必要と認めたとき。

3 開催対象

市内に所在する5名以上の団体又は市民グループ（以下「団体等」という。）とする。ただし、次に該当する団体を除く。

- （1）宗教団体
- （2）政治団体
- （3）その他議長が適当ではないと認める団体

4 開催時間

1回あたりの開催時間は1時間30分以内とする。

5 意見交換会のテーマ

意見交換会のテーマは、市政及び市議会に関する事項その他議長が必要と認める事項とし、事前に団体等と調整する。

6 意見交換会開催の手続き

- （1）団体等は、意見交換会開催に関する申請書（様式第1号）に参加予定者名簿（任意様式）を添付した上で、議長に提出しなければならない。
- （2）議長は、提出された意見交換会開催に関する申請書（様式第1号）の内容を確認し、意見交換会の開催を決定したときは、意見交換会開催通知書（様式第2号）により団体等に通知する。

7 出席議員

意見交換会に出席できる委員若しくは議員（以下「出席議員」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- （1）意見交換会のテーマに関係する常任委員会、議会運営委員会、特別委員会並びに議会改革推進会

議に所属する委員

- (2) 広聴特別委員会に所属する委員
- (3) 議長が必要と認める議員

8 開催形式

一般的な運営ルールや進行方法のみならず、会場の場づくり及び空間づくりにも配慮した運営に努め、活発な意見交換会にするための工夫に努めるものとし、開催方法はその都度協議するものとする。

9 広聴特別委員会の役割

広聴特別委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 団体等との打ち合わせ
- (2) 出席議員の協議
- (3) 意見交換会の役割分担の決定
- (4) 意見交換会終了後の処理
- (5) その他意見交換会の運営に必要な事項の協議

10 報告書の提出及び公表

- (1) 意見交換会において記録者の役割を担当した出席議員は、意見交換会実施報告書（様式第3号）を広聴特別委員会に提出するものとする。また、広聴特別委員会は、提出された報告書の内容を確認し、議長に提出するものとする。
- (2) 議長に提出された報告書は、当該団体等に通知し、市議会ホームページ等で公表するものとする。

11 公平性の確保

同一の団体等との意見交換会は、公平性の確保のため、前回の開催から原則として1年以内は開催しない。

12 その他

この開催要領に定めるもののほか、必要な事項は、広聴特別委員会において協議するものとする。

13 開催要領の見直し

この開催要領は、広聴特別委員会において適宜見直すものとする。

意見交換会開催に関する申請書

花巻市議会議長 様

年 月 日

フリガナ				
団体名				
フリガナ				
代表者				
所在地	〒 ー			
連絡先	電話	自宅	携帯	
	FAX			
	メール			
団体概要 (活動内容等)				
打合せ担当者	フリガナ			
	担当者	(所属・役職・氏名)		
	連絡先	電話	自宅	携帯
		FAX		
メール				
意見交換会の テーマ及び 具体的な内容	テーマ			
	(具体的な内容)			
開催日時等	日時			
	場所			
参加人数	※別途、参加予定者名簿を添付 人			

※ 意見交換会の内容は、市議会ホームページ等に掲載する場合があります。

様式第2号

年 月 日

様

花巻市議会議長

意見交換会開催通知書

年 月 日付で確認した意見交換会の開催については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 意見交換会のテーマ
- 2 開催日時
- 3 場所
- 4 議会の出席予定者

様式第3号

意見交換会実施報告書

花巻市議会議長 様

令和 年 月 日
氏名

開催日時	
開催場所	
出席議員	
参加人数	
団体名	
テーマ	
意見交換の概要 (主な意見・質問・要望 等)	